

# 交付基礎点数表

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,540
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
初度設備相当加算	1人当たり	51
助産施設本体	1人当たり	3,070
初度設備相当加算	1人当たり	338
乳児院本体	1人当たり	1,940
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	51
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,890
心理療法室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	540
初度設備相当加算	1人当たり	44
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	670
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,010
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心理療法室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,860
初度設備相当加算	1世帯当たり	44
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	670
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	960
初度設備相当加算	1人当たり	14
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	12,872
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,728
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	9,859
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,728
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	19,391
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,728
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	25,871
初度設備相当加算	1施設当たり	1,844
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,521

児童養護施設本体	1人当たり	2,970
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,600
心理療法室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,090
初度設備相当加算	1人当たり	44
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	670
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	180
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,510
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,250
心理療法室整備加算	1施設当たり	24,170
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
通所部門整備加算	1人当たり	1,470
初度設備相当加算	1人当たり	42
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,170
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,900
心理療法室整備加算	1施設当たり	15,730
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
通所部門整備加算	1人当たり	1,470
初度設備相当加算	1人当たり	42
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	9,550
職員養成施設本体	1人当たり	1,630
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,220
初度設備相当加算	1人当たり	51
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,850
初度設備相当加算	1人当たり	51
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	7,810
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	7,810
利用者支援事業所	1施設当たり	7,810
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	7,810
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,540
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心理療法室整備加算	1施設当たり	15,730
保育室整備加算	1人当たり	670
学習室整備加算	1人当たり	670
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3,990
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心理療法室整備加算	1施設当たり	15,730

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントである。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	交付基礎点数(沖縄県)
助産施設本体	1人当たり	4,620
初度設備相当加算	1人当たり	525
乳児院本体	1人当たり	2,600
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	72
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,530
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,980
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	62
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	620
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	900
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,040
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,520
初度設備相当加算	1世帯当たり	80
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,600
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,790
初度設備相当加算	1世帯当たり	71
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,010
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,450
初度設備相当加算	1人当たり	22

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	2,630
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,560
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	740
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	630
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	920
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,100
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,740
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,740
心理療法室整備加算	1施設当たり	32,710
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,100
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
初度設備相当加算	1人当たり	57

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,360
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
初度設備相当加算	1人当たり	67
助産施設本体	1人当たり	4,060
初度設備相当加算	1人当たり	447
乳児院本体	1人当たり	2,570
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	67
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,500
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	720
初度設備相当加算	1人当たり	59
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	610
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	890
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	9,250
初度設備相当加算	1世帯当たり	67
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,090
初度設備相当加算	1世帯当たり	59
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	890
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,270
初度設備相当加算	1人当たり	18
児童厚生施設本体		
小型児童館(217.6㎡以上)	1施設当たり	16,991
初度設備相当加算	1施設当たり	1,346
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,600
小型児童館(都市部等用地取得が困難と認められる場合)(163.2㎡以上)	1施設当たり	13,014
初度設備相当加算	1施設当たり	1,346
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,600
児童センター(336.6㎡以上)	1施設当たり	25,597
初度設備相当加算	1施設当たり	1,346
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,600
大型児童センター(500㎡以上)	1施設当たり	34,150
初度設備相当加算	1施設当たり	2,434
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,008

児童養護施設本体	1人当たり	3,930
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,070
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,440
初度設備相当加算	1人当たり	59
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場 合	1人当たり	890
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等 を整備する場 合	1人当たり	240
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,630
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,610
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,910
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
通所部門整備加算	1人当たり	1,940
初度設備相当加算	1人当たり	56
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,510
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,460
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
通所部門整備加算	1人当たり	1,940
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,580
初度設備相当加算	1人当たり	67
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,080
初度設備相当加算	1人当たり	67
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,320
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,320
利用者支援事業所	1施設当たり	10,320
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1施設当たり	10,320
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,360
初度設備相当加算	1世帯当たり	67
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770
保育室整備加算	1人当たり	890
学習室整備加算	1人当たり	890
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,270
初度設備相当加算	1世帯当たり	67
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	99	-	-	131
助産施設	1人当たり	160	241	-	212
乳児院	1人当たり	93	124	124	123
母子生活支援施設	1世帯当たり	341	512	-	451
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	680	-	-	898
児童センター	1施設当たり	1,024	-	-	1,352
大型児童センター	1施設当たり	1,368	-	-	1,806
児童養護施設	1人当たり	145	-	-	191
児童心理治療施設本体	1人当たり	166	-	222	220
児童自立支援施設	1人当たり	209	-	-	275
児童家庭支援センター	1施設当たり	485	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	88	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	364	-	-	481
児童自立生活援助事業所	1人当たり	325	-	-	429
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	445	-	-	588
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	445	-	-	588
利用者支援事業所	1施設当たり	445	-	-	588
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1施設当たり	445	-	-	588
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	93	-	-	123
婦人保護施設	1世帯当たり	196	-	-	259

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	179	-	-	236
助産施設	1人当たり	300	451	-	397
乳児院	1人当たり	166	222	222	220
母子生活支援施設	1世帯当たり	619	928	-	817
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	1,015	-	-	1,340
児童センター	1施設当たり	1,529	-	-	2,019
大型児童センター	1施設当たり	2,042	-	-	2,696
児童養護施設	1人当たり	258	-	-	341
児童心理治療施設本体	1人当たり	312	-	416	411
児童自立支援施設	1人当たり	367	-	-	485
児童家庭支援センター	1施設当たり	863	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	160	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,517	-	-	2,002
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,347	-	-	1,778
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	788	-	-	1,041
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	788	-	-	1,041
利用者支援事業所	1施設当たり	788	-	-	1,041
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1施設当たり	788	-	-	1,041
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	177	-	-	233
婦人保護施設	1世帯当たり	357	-	-	471

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	31,070	-
児童心理治療施設	-	41,430

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	12,040	16,050
初度設備相当加算	655	1,711
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)	5,440	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	16,050	10,700
初度設備相当加算	2,856	1,903

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数(1㎡あたり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設あたり)	1,545
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備	
	基本点数	2,505
	㎡あたり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	130
	パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	194

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数(1施設あたり)	100

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	7,720	-	-	-
児童厚生施設	5,130	-	-	6,780
子育て支援のための拠点施設	7,440	-	-	9,820
地域子育て支援拠点事業所	7,440	-	-	9,820
利用者支援事業所	7,440	-	-	9,820
市区町村子ども家庭総合支援拠点	7,440	-	-	9,820
乳児院	-	10,300	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	11,580	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	10,300	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	-	10,190

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,890
助産施設本体	1人当たり	4,330
乳児院本体	1人当たり	3,560
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,850
児童養護施設本体	1人当たり	4,450
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,750
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,300
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	4,510
婦人保護施設本体	1世帯当たり	6,060

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単位	交付基礎点数(沖縄県)
助産施設本体	1人当たり	6,500
乳児院本体	1人当たり	4,750
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	16,290

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	4,750
児童心理治療施設本体	1人当たり	7,670
通所部門整備加算	1人当たり	2,650

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)  
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	129	-	-
助産施設	1人当たり	212	318	-
乳児院	1人当たり	124	166	166
母子生活支援施設	1世帯当たり	452	678	-
児童養護施設	1人当たり	189	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	217	-	289
児童自立支援施設	1人当たり	271	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	124	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	260	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	232	-	-
助産施設	1人当たり	392	588	-
乳児院	1人当たり	217	289	289
母子生活支援施設	1世帯当たり	817	1,226	-
児童養護施設	1人当たり	342	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	407	-	543
児童自立支援施設	1人当たり	485	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	227	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	467	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。